杉渕　清純	秋田県北秋田市阿仁水無字大町一二番地	秋田県北秋田市阿仁水無字大町一二番地	一二二一番、一二二二番、一二二三番、一二二四番一、一二二五番、一二二六番一、二、三のうち実測二八一・五平方メートル、一二二七番、一二二八番、一二二九番、一二三一番、四二九〇番一五、一六、長屋（二番屋敷、村下屋敷、三番屋敷）、元小屋、米倉、拝殿、高殿、金屋子化粧池、桂の木、鉄池、四二九〇番一七、四六七三番、四六七四番、金屋子祠、山内祠
鈴木　一忠	秋田県北秋田市阿仁打当字下タ岱二一番地	秋田県北秋田市阿仁打当字下タ岱二一番地	
鈴木　一幸	秋田県北秋田市阿仁比立内字狐台一三番地一	秋田県北秋田市阿仁比立内字狐台一三番地一	
鈴木　英雄	秋田県北秋田市阿仁打当字上ハ岱二番地	秋田県北秋田市阿仁打当字上ハ岱二番地	
戸嶋　清勝	秋田県北秋田市阿仁小様字小様一〇二番地	秋田県北秋田市阿仁小様字小様一〇二番地	
福田　和子	秋田県北秋田市阿仁小様字向林四一番地一	秋田県北秋田市阿仁小様字向林四一番地一	
松橋　幾子	秋田県北秋田市阿仁比立内字前田表五六番地	秋田県北秋田市阿仁比立内字前田表五六番地	
松橋　勝利	秋田県北秋田市阿仁幸屋渡字岩野目沢道上六三番地	秋田県北秋田市阿仁幸屋渡字岩野目沢道上六三番地	
松橋ユリ子	秋田県北秋田市阿仁比立内字前田表四六番地	秋田県北秋田市阿仁比立内字前田表四六番地	
山田　照夫	秋田県北秋田市阿仁根子字根子又七八番地	秋田県北秋田市阿仁根子字根子又七八番地	
山田　博康	秋田県北秋田市阿仁根子字根子又六九番地	秋田県北秋田市阿仁根子字根子又六九番地	
山田　芳美	秋田県北秋田市阿仁笑内字笑内一四番地	秋田県北秋田市阿仁笑内字笑内一四番地	
北秋田市	秋田県北秋田市花園町一九番一号	秋田県北秋田市花園町一九番一号	
マタギの里観光開発株式会社	秋田県北秋田市阿仁打当字仙北渡道上ミ六七番地	秋田県北秋田市阿仁打当字仙北渡道上ミ六七番地	
福田　隆次	秋田県秋田市牛島西二丁目一三番二六号	秋田県秋田市牛島西二丁目一三番二六号	

○文部科学省告示第二十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十六条の十第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要有形民俗文化財について、同表中欄に掲げる有形の民俗文化財を追加して指定し、同表下欄のとおりとする。

平成二十五年三月十二日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		中欄	下欄			
名称及び員数	関係告示	内容	名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
菅谷たたら山内　一件	昭和四十二年文化財保護委員会告示第六十号	島根県雲南市吉田町吉田字菅谷一二一一番、一二一二番、長屋（村下屋敷、三番屋敷）	菅谷たたら山内　一件	島根県雲南市吉田町吉田字菅谷一二一一番、一二一二番、一二一三番、一二一四番、一二一五番一、二、	雲南市	島根県雲南市木次町木次一〇一三番地一

一二二一番、一二二二番、一二二三番、一二二四番一、一二二五番、一二二六番一、二、三のうち実測二八一・五平方メートル、一二二七番、一二二八番、一二二九番、一二三一番、四二九〇番一五、一六、長屋（二番屋敷、村下屋敷、三番屋敷）、元小屋、米倉、拝殿、高殿、金屋子化粧池、桂の木、鉄池、四二九〇番一七、四六七三番、四六七四番、金屋子祠、山内祠	株式会社JUTOKU	島根県雲南市吉田町吉田二四〇七
	株式会社田部	

○文部科学省告示第二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する。

平成二十五年三月十二日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	保護団体
論田・熊無の藤箕製作技術	富山県氷見市	論田・熊無藤箕づくり技術保存会
呼子の大綱引き	佐賀県唐津市	呼子大綱引振興会
球磨神楽	熊本県人吉市、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村	球磨神楽保存会

○文部科学省告示第三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条第一項の規定により、平成二十五年三月十二日付けをもって次の表に掲げる有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する。

平成二十五年三月十二日

文部科学大臣　下村　博文